ご存知でしょうか?

(年金編)

□の中に、	Oか×でお答えください。	[1 問 10	点〕	
1	今年度の国民年金の満額は、年額777,800円である。	mai i ma	\Rightarrow	100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100 + 100
2	老齢年金は、原則 25 年間保険料を納めないともらえない。 (24 年間保険料を納めた人でも、1 円ももらえないという意味です)		\Rightarrow	laal laal laal laal laal laal laa
3	今年度の国民年金保険料は、月 15,000 円である。		\rightarrow	
4	国民年金は原則 20 歳から 70 歳までの 50 年間保険料を納める必要が	ある。	\rightarrow	
5	国民年金は、65歳からもらえる年金だ。		\Rightarrow	
6	学生(20歳以上)は、国民年金保険料の納付を先送りすることができる。		\Rightarrow	
7	国民年金保険料はクレジットカードにより前納することができる		\Rightarrow	
8	65 歳未満でもらう厚生年金は、失業手当をもらうと、その間もらえなくなる	3.	\Rightarrow	
9	在職中の人がもらう厚生年金は、減額や支給停止になることがある。	nna e nna e nnii e iiiii e iiii		evit i itali i itali i itali i itali
10	障害年金は、保険料を滞納した場合でも必ず支給される。	enne e enne e entit i titti i		
ram e mar e mir e mi	合計 点/100点	nuu s nuu s nutii 1 nuu 1 nutii 1 nuti	rem e rem l'2011 l'	ome i celle i littl i littl i littl i littl

例外や特例がある場合がございますので、詳しくは社会保険労務士にお問い合わせください。

※各制度の原則的なことをクイズにしました。

あなたの職場のトラブル、あっせん申し立てをしてみませんか?

社労士会労働紛争解決センター山梨

労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聞くなどしながら、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉に解決(和解の仲介)する機関です。

お問い合わせはこちら

山梨県社会保険労務士会

TEL055-244-6064 FAX055-244-6065 ysr@dream.ocn.ne.jp

山梨県社会保険労務士会 県民の日無料相談会 令和5年11月19日(日)

回 答

1 0	満額とは、国民年金保険料を 40 年間納付した場合の金額です。
2 ×	平成 29 年 8 月 1 日からは、資格期間が 10 年以上あれば老齢基礎年金・老齢厚生年金を 受け取ることができるようになりました。
3 ×	月16,590円です。
4 ×	原則20歳から60歳までの40年間です。
5 0	繰上げ請求をすれば、早めに支給を受けることができます。 ただし、年金額は減額されます。
6 .	所得制限があり、所得が少ない学生等が申請すれば、保険料の納付を先送りすることが できます。: 学生等の保険料納付特例
7 °,	平成29年4月から、口座振替に加え新たに現金・クレジットカードによる前納制度が 始まりました。
8 0	失業手当か、厚生年金かを選択することもできません。
9 0	在職老齢年金といいます。
10 ×	原則、初診日の属する月の前々月までの1年間のうち保険料滞納期間がないときは、 保険料納付要件を満たします。

山梨県社会保険労務士会では定例の無料相談会を実施しています

☆ 【予約不要】 支部の相談会 時間:午前10時~12時、午後1時~4時(日時場所は、変更される場合があります。)

17 / / 文 / 文 / / / / / / / / / / / / / /						
開催日	場 所	共 催	担当支部			
毎月第2・第4日曜日	甲府市役所 4階相談室 a	甲府市産業部雇用創生課	田広士却			
	甲府市丸の内1-18-1	055-237-5736	甲府支部			
偶数月 第1金曜日	南アルプス市役所本庁舎	市民活動支援課	巨摩支部			
内数月 第一亚唯口	南アルプス市小笠原376	055-282-6493	已佯又叩			
令和6年1月18日 令	富士川町役場本庁舎	富士川町町民生活課	巨摩支部			
和6年3月21日	富士川町天神中条1134	0556-22-1111	巴摩 又即			
令和6年2月2日	甲斐市竜王北部公民館第2研修室	市民活動支援課	巨摩支部			
TAN 0 4 2 7 2 D	甲斐市篠原2610	055-278-1704	已序义即			

☆ 【予約制】 総合労働相談所

日 時	場 所	お申し込み方法
日 : ご相談のうえ 時間:10:30~16:00	山梨県社会保険労務士会内 甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F TEL: 055-244-6064	お電話でお申し込みください。 受付時間:平日午前9時から 午後5時まで

社会保険労務士は、法律で守秘義務が課されており、相談の秘密は守られます。